

平成26年度一般計量行政調査事業
(適正な計量の実施の確保に関する実態調査)

○指定製造事業者【血圧計・体温計】

○家庭用特定計量器【体重計・調理用はかり】

報告書

平成27年8月

経済産業省 計量行政室

目次

1. 調査の目的	1
2. 調査内容	1
3. 調査結果の概要	9
【別添資料】 不適合の疑いが確認された型式の詳細	13
【参考1】 適用した技術基準及び試験・検査方法	54
【参考2】 市場調査結果	61

1. 調査の目的

計量法（平成4年法律第51号）では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして特定計量器を定めている。取引等に使用される特定計量器には、都道府県による検定に合格したことを証する公印（検定証印）が表示されている必要があるが、優れた品質管理能力を有する製造事業者は、経済産業大臣からの指定を受け、指定製造事業者となることによって、自社で技術基準への適合性を確認し、基準適合証印¹を表示することができる。

また、一般消費者の生活の用に供される体重計、調理用はかりなどの家庭用特定計量器は、製造事業者又は輸入事業者が自ら技術基準への適合性を確認し、いわゆる丸正マーク²を表示して販売しなければならない。

本事業では、これら事業者自らの責任で適合性確認を行っている特定計量器について、国内市場で流通している特定計量器（国内で製造販売されている製品又は海外で製造され、輸入販売されている製品）を無作為に購入し、検査を行うことによって、基準適合状況の実態を確認するとともに、不適合の疑いが確認された製品については、計量行政室からその内容について、製造事業者、輸入事業者等に対して説明し、これら事業者において適切な是正措置等を行うよう指導した。

結果の公表は、情報を広く公開することによって、類似の不適合の疑いがある製品の流通防止を図るなど、事業者における自主的な適正計量の確保に係る活動を促進するために行うものである。

2. 調査内容

（1）調査対象計量器及び型式の選定、購入

特定計量器のうち指定製造事業者が製造した「血圧計（電気式に限る。）」及び「体温計（抵抗体温計に限る。）」、家庭用特定計量器のうち「体重計」及び「調理用はかり」（いずれも電気式のデジタル表示のものに限る。）について表1のとおり選定した。

表1 調査対象計量器

計量器	対象事業者	型式数
特定計量器		
血圧計	指定製造事業者	20型式
体温計	指定製造事業者	20型式
家庭用特定計量器		
体重計	国内製造事業者又は輸入事業者	30型式
調理用はかり	国内製造事業者又は輸入事業者	28型式

型式の選定、購入にあたっては、以下の点を配慮した。購入した製品の一覧表を表2～5に示す。

1 基準適合証印



2 家庭用特定計量器基準適合表示（いわゆる丸正マーク）



(全計量器共通事項)

- ・小売店、インターネット、電話注文によって購入するが、電話注文は、小売店又はインターネットで購入できない場合とする。
- ・調査の精度を高めるために1型式あたり3台購入^{注)}し、3台は異なる販売店から購入することを原則とする。

注) 体重計において、1台しか購入できなかったものが1型式ある。また、一部の調理用はかりは、調査結果に基づく事業者ヒアリングの結果、同一型式であっても異なる輸入事業者であることが判明したため、結果として、一事業者当たり2台以下となっているものがある。

(血圧計)

- ・全指定製造事業者を対象とし、国内市場で一般的に流通している型式から購入する。
- ・上腕式、手首式の分類を踏まえ、幅広く選定する。

(体温計)

- ・全指定製造事業者を対象とし、国内市場で一般的に流通している型式から購入する。
- ・一般用、婦人用、実測式及び予測式の分類を踏まえ、幅広く選定する。

(家庭用特定計量器)

- ・ひょう量及び目量の分類を踏まえ、幅広く選定する。
- ・特定の製造事業者又は輸入事業者に偏らないように配慮して製品を選定する。ただし、選定時点で製造事業者又は輸入事業者が確認できないなどの場合、結果的に同一事業者から複数の型式を購入するケースがあり得る。
- ・過去に試買調査を行っていない事業者又は型式を優先して選定する。

表2 血圧計購入一覧

No	商品名／型式／種類 ^{注)}	型式承認番号	計量範囲 (mmHg)	目量 (mmHg)	指定製造事業者名／指定番号／ 生産国
C01	テルモ血圧計／ES-W300 ／上腕式	Q1041	5～299	1	PT.NSS INDONESIA／28ID01／ インドネシア
C02	デジタル血圧計／DS-500／ 上腕式	Q1055	3～300	1	PT.NSS INDONESIA／28ID01／ インドネシア
C03	エー・アント・テイ デジタル血圧 計／UB-511L／手首式	Q0518	0～280	1	爱安德電子（深圳）有限公司／ 28CN09／中国
C04	エー・アント・テイ デジタル血圧 計／UA-782／上腕式	Q0813	0～280	1	爱安德電子（深圳）有限公司／ 28CN09／中国
C05	エー・アント・テイ デジタル血圧 計／ UA-772K／上腕式	Q117	0～280	1	爱安德電子（深圳）有限公司／ 28CN09／中国
C06	上腕血圧計／EW-3108P ／上腕式	Q0626	0～280	1	Panasonic Manufacturing(Beijing) Co.,Ltd.／28CN04／中国
C07	上腕血圧計／EW3153／ 上腕式	Q0721	0～280	1	Panasonic Manufacturing(Beijing) Co.,Ltd.／28CN04／中国
C08	テルモ電子血圧計／ ES-P2000B／上腕式	Q1012	0～330	1	泰尔茂医療産品（杭州）有限公司 ／28CN05／中国
C09	シチズン電子血圧計／ CH-657F／手首式	Q0926	0～280	1	CSJM／28CN10／中国
C10	シチズン電子血圧計／ CH-550／上腕式	Q1113	0～280	1	CSJM／28CN10／中国
C11	オムロンデジタル自動血圧計／ HEM-7300／上腕式	Q1020	0～299	1	OMRON DALIANCO.,LTD / 28CN02／中国
C12	オムロン 自動血圧計／ HEM-1025／上腕式	Q1123	0～299	1	OMRON DALIAN CO.,LTD / 28CN02／中国
C13	オムロン 手首式血圧計／ HEM-6210／手首式	Q125	0～299	1	OMRON DALIAN CO.,LTD / 28CN02／中国
C14	手首式 デジタル血圧計／ BP-210-PR／手首式	Q0931	0～299	1	Onbo Electronics (Shenzhen)Co.,Ltd／28CN07／中 国
C15	上腕式デジタル血圧計／ BP-220-PR／上腕式	Q0824	0～299	1	Onbo Electronics (Shenzhen)Co.,Ltd／28CN07／中 国
C16	テルモ電子血圧計／ ES-R800SZ／上腕式	Q1058	0～299	1	Hosiden.E.M／28MY01／ マレーシア
C17	NISSEI手首式デジタル血圧 計／WSK-1011／手首式	Q114	3～300	1	蘇州尼世精密儀器有限公司／ 28CN11／中国
C18	オムロンデジタル自動血圧計／ HEM-637IT／手首式	Q0138 Q1061	0～299	1	OMRON DALIAN CO.,LTD / 28CN02／中国
C19	テルモ電子血圧計／H55 ／上腕式	Q0632	20～320	1	泰尔茂医療産品（杭州）有限公司 ／28CN05／中国
C20	オムロンデジタル自動血圧計／ HEM-907／上腕式	Q1115	0～299	1	OMRON／282401／日本

注) 種類は、上腕式又は手首式のいずれか

表3 体温計購入一覧

No	商品名／型式／種類 ^{注)}	型式承認番号	計量範囲 (°C)	目量 (°C)	指定製造事業者名／指定番号／ 生産国
D01	ホーム電子体温計Mr.Check / MT418-BWC	H108	32.0～42.9	0.1	東莞東冠電子製品有限公司 / 08CN07 / 中国
D02	テルモ電子体温計 / ET-C230 / 予測式	H1018	32.0～42.0	0.1	泰尔茂医療産品(杭州)有限公司 / 08CN08 / 中国
D03	テルモ電子体温計 / ET-C405S / 予測式	H1016	32.0～42.0	0.1	泰尔茂医療産品(杭州)有限公司 / 08CN08 / 中国
D04	シチズン電子体温計 / CT515	H112	32.0～42.9	0.1	西鉄城精電科技(江門)有限公司 / 08CN09 / 中国
D05	シチズン電子体温計 / CT422	H111	32.0～42.9	0.1	西鉄城精電科技(江門)有限公司 / 08CN09 / 中国
D06	オムロン電子体温計 / MC-170	H056	32.0～42.0	0.1	欧姆龍(大連)有限公司 / 08CN05 / 中国
D07	オムロン電子体温計 / MC-1600W-HP / 予測式	H091	32.0～42.0	0.1	欧姆龍(大連)有限公司 / 08CN05 / 中国
D08	オムロン電子体温計 / MC-674 / 予測式	H091	32.0～42.0	0.1	欧姆龍(大連)有限公司 / 08CN05 / 中国
D09	テルモ電子体温計 / ET-C220P / 予測式	H107	32.0～42.0	0.1	テルモ株式会社愛鷹工場 / 082203 / 日本
D10	仁丹電子体温計 / MT1821J	H098	32.0～42.0	0.1	Onbo Electronics(Shenzhen)Co.,ltd / 08CN06 / 中国
D11	テルモ電子体温計 / ET-C531 / 婦人・予測式	H1017	32.00～42.00	0.01	泰尔茂医療産品(杭州)有限公司 / 08CN08 / 中国
D12	シチズン電子体温計 / CTEB503L / 婦人・予測式	H122	32.00～42.00	0.01	西鉄城精電科技(江門)有限公司 / 08CN09 / 中国
D13	オムロン電子体温計 / MC-172L / 婦人	H056	32.00～42.00	0.01	欧姆龍(大連)有限公司 / 08CN05 / 中国
D14	オムロン婦人用電子体温計 / MC-440 / 婦人・予測式	H072	32.00～42.00	0.01	欧姆龍(大連)有限公司 / 08CN05 / 中国
D15	オムロン電子体温計 / MC-842L / 婦人	H102	32.00～42.00	0.01	欧姆龍(大連)有限公司 / 08CN05 / 中国
D16	オムロン婦人用電子体温計 / MC-642L / 婦人・予測式	H121	32.00～42.00	0.01	欧姆龍(大連)有限公司 / 08CN05 / 中国
D17	テルモ電子体温計 / W520 / 婦人・予測式	H1022	32.00～42.00	0.01	セブミツミインコーポレイテッ ド / 08PH01 / フィリピン
D18	婦人用電子体温計 / BT16R / 婦人	H063	34.00～42.00	0.01	株式会社ニシトモ / 082401 / 日本
D19	婦人用電子体温計 / BT-17 / 婦人	H093	34.00～42.00	0.01	株式会社ニシトモ / 082401 / 日本
D20	仁丹電子体温計 / MT1622J / 婦人	H082	32.00～42.99	0.01	Onbo Electronics(Shenzhen)Co.,ltd / 08CN06 / 中国

注) 種類は、婦人用は「婦人」、予測式機能を有しているものは「予測式」と記載。一般用及び実測式は無記載。

表4 体重計購入一覧

No	商品名/型式	ひょう量 (kg)	目量 (g)	輸入事業者名
A01	体組成計 InnerScan Voice / BC-202	150	100(0~100kg) 200(100~150kg)	(株)タニタ ^{注1)}
A02	体組成計 InnerScan50/ BC-309	150	50(0~100kg) 100(100~150kg)	(株)タニタ ^{注1)}
A03	体重体組成計 カラダスキャン /HBF-252F	135	50(2~100kg) 100(100~135kg)	オムロンヘルスケア(株)
A04	体重体組成計/HBF-701	135	100(0~100kg) 200(100~135kg)	オムロンヘルスケア(株)
A05	ツインメモリ50g表示体重計 / UC-322	150	50(0~100kg) 100(100~150kg)	(株)エー・アンド・デイ
A06	パーソナル体重計/UC-330A	150	100(2~150kg)	(株)エー・アンド・デイ
A07	体重体組成計「ピエトラプラス」 /BS-238	150	50(5~100kg) 100(100~150kg)	ドリテック (株)
A08	体重体組成計/IMA-001	136	100(3~100kg) 200(100~136kg)	(株)丸隆
A09	デジタル体重計ベレット/MT-104	150	50(5~100kg) 100(100~150kg)	(株)マキノトレーディング
A10	スマート体組成計/301SI	136	100(0~100kg) 200(100~136kg)	セイコーインスツル (株) ^{注2)}
A11	体組成バランス計/EW-FA13	136	100(0~100kg) 200(100~136kg)	パナソニック(株)
A12	体重体組成計/HCF-36	135	100(2~100kg) 500(100~135kg)	(株)永泰産業
A13	体組成計ヘルスマーター/ AHTS-1800	136	100	(株)アトラス
A14	デジタルヘルスマーター/ YHM-D01	150	100(5~150kg)	松木技研(株)
A15	体重体組成計/YB-005	150	100(0~50kg) 200(50~100kg) 500(100~150kg)	(株)オーム電機
A16	スポンジ・ボブ体重計/SB-428 ^{注3)}	150	100	SIS(株)
A17	ちいさな体重計/DCT-01~06	150	100(3~150kg)	(株)テンヨー
A18	サンハーブ 体組成計/ GP601-BL	130	100(5~130 kg)	(株)グローバルプロダクト プランニング
A19	体重計/EB9325	150	100	(株)ニトリ
A20	コンパクト体重計/AY-1039	150	100(2.1~150kg)	(株)アサヒ
A21	魔女の体重計/BH-2403、 BH-2404	150	100(3~150kg)	(株)ハシモト
A22	体重体組成計/NB-613	150	100	(株)WEWELL
A23	コンパクト体重体組成計/ BF161	150	100(3~150kg)	(株)武田コーポレーション
A24	デジタルヘルスマーター/SL-1	136	100(2.5~99.9kg) 200(100~136kg)	(株)高敏
A25	クリアートン体重計	150	100(6~150kg)	(株)カクセー
A26	一目瞭然!大きな液晶表示の体 組成計ヘルスマーター/BF709	150	200	(株)ミムゴ
A27	DIGITAL BATH SCALE"GLASS TOP"/S95138	150	100	(株)ダルトン
A28	デジタル カラダス ヘルスマーター/ ZA1131A	150	100	KING&QUEEN CO.,LTD ^{注4)}
A29	Personal Body Fat Scale	180	100	東昇貿易(株)
A30	スケルトンヘルスマーター/HM001	150	100(3~150kg)	(株)プラタ

注1) 輸入事業者ではなく、国内製造事業者

注2) 製品に表示されていた輸入事業者名。現在の輸入事業者名はセイコーソリューションズ(株)。

注3) 1台のみ購入。

注4) 製品に表示されていた輸入事業者名。現在は廃業。

表5 調理用はかり購入一覧

No	商品名及び型式	ひょう量(kg)	目量(g)	輸入事業者名
B01	ホームスケール/UH-3202	3	1(0~3000) 微量モード 0.1(0~100)	(株)エー・アンド・デイ
B02	ホームスケール/UH-3302	2	1(2~2000)	(株)エー・アンド・デイ
B03	デジタルクッキングスケール/KD-321	3	1(0~3000) 微量モード 0.1(0~300) 0.5(300~1500)	(株)タニタ
B04	キッチンスケール「オフタイム」/TYPE5247	2	1(2~2000) 微量モード 0.1(2~200) 0.5(200~500) 1(500~2000)	(株)グループセブジャパン
B05	デジタルスケール「ジエリー」/KS-243	2	1(2~2000) 微量モード 0.1(2~200) 0.5(200~500) 1(500~2000)	(株)ドリテック
B06	デジタルスケール「マヤ」/TKS714	3	1(3~3000)	(株)ドリテック
B07	コンパクトスケール/KS-309	3	0.5(0~1000) 1(1000~2000) 2(2000~3000)	(株)ドリテック
B08	タイマー機能付デジタルキッチンスケール/SKS-1136	3	1	(株)マキノトレーディング
B09	デジタルキッチンスケール/MKS-802	2	1(2~2000) 微量モード 0.1(0.2~199.9) 0.5(0.5~999.5)	(株)マキノトレーディング
B10	デジタルキッチンスケール/SKS-1139	3	1	(株)マキノトレーディング
B11	デジタルキッチンスケール/EK9350H	2	1	(株)ニトリ
B12	デジタルキッチンスケール/DKS-23	3	1(2~3000)	協和工業(株)
B14	マグネット付デジタルスケール/DL-5843,DL-5844,DL-5845	2	1	貝印(株)
B15	ホームメイドデジタルキッチンスケール/COK-S301W	3	1(2~3000)	(株)オーム電機
B16	デジタルクッキングスケール/YKS-02T	2	1	(株)永泰産業
B18	スライトキッチンスケール/DKSS-13	2	1(20~2000)	(株)ドウシシャ
B19	デジタルスケール/BP-DS1WH14-3595	1	1	(株)ドリテック
B20	デジタルはかり/DSE-9602	2	1	(株)ミスターマックス
B21	Afternoon Tea デジタルキッチンスケール/KS-245	2	1(2~2000) 微量モード 0.1(2~200) 0.5(200~500) 1(500~2000)	(株)ドリテック
B22	デジタル計量カップ COOKING CUPSCALE	3	1	(株)ハック
B23	タイマー付きデジタルスケール/EggCurate	2	1	(株)ダーハム
B24	デジタルクッキングスケールフランカ/FRANCA KE933	3	1	コラムジャパン(株)
B25	デジタルキッチンスケール/HUS-100K	1	1	(株)WEWELL
B26-1	デジタルクッキングスケール/HEM-KDS301P-W	3	0.1	天一国物販 ^{注1)}
B26-2	デジタルクッキングスケール/HEM-KDS301P-W	3	0.1	個人事業者 ^{注2)}

B27	エレクトロニックキッチンスケール／ Model No. E-15	2	1	ブランシェ・アソシエ
B28-1	デジタルキッチンスケール／i2000	3	0.1	不明 ^{注2)}
B28-2	デジタルキッチンスケール／i2000	3	0.1	eshop Nippon ^{注2)}
B28-3	デジタルキッチンスケール／i2000	3	0.1	BAKU ^{注2)}
B29	precキッチンスケール／MKS-801	2	1(2~2000) 微量モード 0.1(0.2~199.9) 0.5(0.5~999.5)	(株)マキノトレーディング
B30	デジタルキッチンスケール秤便利な精密デ ジタルはかりホワイト／WH-B07	2	0.1	東昇貿易(株)

注1) 2台を購入。

注2) 1台を購入。

(2) 調査方法及び適合性確認

①調査方法

上記(1)で選定、購入した製品について、技術基準のうち、性能及び表示への適合状況を確認した。

製品の選定・購入、表示の適合状況の確認及び調査結果のとりまとめは、この事業の委託先である東京海上日動リスクコンサルティング(株)が行い、性能の適合状況等の試験・検査の実施及び確認は、(独)産業技術総合研究所 計量標準管理センター(つくばセンター)が実施した。

②調査実施期間

平成26年6月30日～平成27年2月28日

③適合性確認の方法及び基準

性能検査及びその基準は、各計量器の技術基準である関係省令等(省令に引用されている該当JISの規定を含む。)のうち次の事項について適合性を確認した。適合性の判断基準及びその試験・検査方法を【参考1】に示す。

【血圧計・体温計】

①性能基準

- ・技術基準である特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号。以下「検則」という。)の検定の合否判定基準である検定公差³への適合状況。この検査に適合しない場合は、使用中検査の合否判定基準である使用公差⁴等への適合状況。

②表示基準

- ・技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第77号)の基準適合証印等に係る表示規定への適合状況
- ・検則の表示規定への適合状況。

【体重計・調理用はかり】

①性能基準

- ・技術基準である計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。)の器差への適合状況。
- ・零復帰機能を有するはかりは、施行規則の零復帰度への適合状況。

②表示基準

- ・技術基準である施行規則の丸正マーク等の表示の方法への適合状況。
- ・施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書への表示への適合状況。

³ 検定公差：都道府県の検定又は指定製造事業者が自社検定を実施する際、合格の判断基準となる器差の許容差(検査を行う計量器が示す計量値と基準器との値との差。一般的には誤差ともいう。)

⁴ 使用公差：計量器の使用中に許容される器差の許容差。

3. 調査結果の概要

(1) 指定製造事業者

血圧計は、20型式中1型式（全60台中1台）が性能基準のうち検定合否判定基準への不適合の疑いがあるとされたが、使用中検査の合否判定基準には、全型式が適合していた。表示基準は全て適合していた。

体温計は、全型式の性能基準及び表示基準が適合していた。（表6）

表6 血圧計

特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の疑いがある型式数		表示基準不適合の疑いがある型式数
		検定合否判定基準	使用中検査合否判定基準	
血圧計	20型式 (60台)	1型式 (1台/60台)	0型式	0型式
体温計	20型式 (60本)	0型式	0型式	0型式

不適合の疑いのある製品の一覧表を表7に示す。計量行政室から不適合の疑いのある事業者を含む指定製造事業者に対して試買調査結果について説明を行い、不適合の疑いのある事項及び不適合の疑いには該当しなかったものの改善した方が望ましい事項について指導を行った。指導を行った事業者からは不適合が疑われた事項の原因の調査、その調査結果に基づく検査方法及び検査体制等の是正に関する報告又は改善した方が望ましい事項の改善に関する報告の提出を受けている。

事業者から提出された主な是正・改善事項は次のとおり。

①性能

- ・不適合の疑いのある製品の計量器の検査記録及び同一型式の在庫品について、器差の確認を行い、不適合は確認できなかったため、偶発的な不良品と考えられる。工程管理の基準を厳しくするなど、より品質の監視を継続的に実施する（血圧計）。
- ・性能は適合していたが、基準器検査において値付けられていない温度の器差を基準器検査成績表に基づき自社で内挿法によって値付け、自社検定に使用していた（体温計）。

②表示

- ・基準適合証印の形状・寸法の適合が疑わしい型式があったため、適合が確実となるように手順書、外注先に対する管理の見直し、受入検査体制、検査体制等の是正・報告を行った（血圧計・体温計の複数事業者）。

③その他

- ・計量範囲として表示されている数値とは異なった測定範囲が別に製品に表示されており、消費者に混乱を招くので計量範囲だけの表示に改めた（血圧計）。

表7 指定製造事業者不適合の疑いのある型式一覧

特定計量器名	No	商品名/型式/種類	計量範囲 (mmHg)	目量 (mmHg)	不適合の疑いのある項目
血圧計	C04	デジタル血圧計/ UA-782/上腕式	0~280	1	器差（1台）

(2) 家庭用特定計量器

体重計は、30型式中、性能基準は15型式（全88台中26台）、表示基準は12型式（全88台中36台）で、不適合の疑いが確認された（性能及び表示両方の不適合の疑いのある型式有）。

調理用はかりは、28型式中、性能基準は13型式（全84台中23台）、表示基準は14型式（全84台中41台）で、不適合の疑いが確認された（性能及び表示両方の不適合の疑いのある型式有）。（表8）

表 8 家庭用特定計量器調査結果概要

家庭用特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の 疑いのある型式数	表示基準不適合の 疑いのある型式数
体重計	30型式 (88台)	15型式 (26台/88台)	12型式 (36台/88台)
調理用はかり	28型式 (84台)	13型式 (23台/84台)	14型式 (41台/84台)

不適合の疑いがあるとされた製品の一覧表を表9及び表10に示す。計量行政室からこれらの製造事業者、輸入事業者等に対して、調査結果について説明を行い、不適合の疑いのある事項及び不適合の疑いには該当しなかったものの改善した方が望ましい事項について指導を行った。指導を行った事業者からは不適合事項が疑われた事項の原因の調査、その調査結果に基づく検査方法及び検査体制等の是正に関する報告又は改善した方が望ましい事項の改善に関する報告の提出を受けている。

事業者から提出された主な是正・改善報告事項は次のとおり。

①性能

- ・製造事業者から輸入事業者に対して受渡しを行う際の検査の器差の許容差は、体重計又は調理用はかりを使用する際の器差の許容差の1/2の許容差の基準で管理すべきところ、技術基準の理解不足又は誤解から、体重計又は調理用はかりを使用する際の器差の許容差で管理していた。
- ・輸入事業者が製造事業者から受け入れた製品に関し、技術上の基準への適合の確認及びその記録の保存が十分ではなかった。
- ・輸入を開始する前に技術上の基準への適合性は確認していたが、実際に輸入を開始した後の適合性の確認が十分ではなかった。
- ・海外から日本への輸送、あるいは国内で運送する際、精密機器製品としての取り扱いが十分ではなかった。あるいは運送業者への注意喚起が十分ではなかった。
- ・品質の確保が困難な仕様（目量）の設定をしていた。
- ・長期在庫品として保管されていたため、性能劣化を起こしていた。

②表示

- ・技術基準の理解、認識が不足していた。
- ・「丸正マーク」の表示義務の認識が無かった。
- ・技術基準の認識、理解不足から技術基準とは異なる独自の精度を表示していた。
- ・製品性能を十分確認していなかったため、箱に実際の製品性能とは異なる表示をしていた。
- ・外国語表示のまま販売していたため、必要な表示がなされていなかった。
- ・非法定計量単位であるポンド (lb) 又はストーン (St) を表示してはならないことの認識がなかった。
- ・非法定計量単位への切り替え機能を使用できないよう改造していたが、取扱説明書に当該機能の説明を削除せずに表示していた。
- ・取扱説明書に消費者相談窓口及び修理に関する事項を表示すべきところ、別途添付されている保証書にしか表示されていなかった。
- ・事業者名のみを表示していたため、販売事業者なのか輸入事業者なのか判別できなかった。
- ・計量単位記号に大文字である「Kg」、「KG」を使用していた。
- ・丸正マークの大きさが不十分であった。

③その他

- ・輸入事業者として所在の都道府県知事宛提出すべき、前年度の輸入実績が未提出であった。

表9 体重計不適合の疑いのある型式一覧

No	商品名/型式	ひょう量(kg)	目量(g)	不適合の疑いのある項目
A06	パーソナル体重計/UC-330A	150	100(2~150kg)	器差 (1台) 表示
A08	体重体組成計/IMA-001	136	100(3~100kg) 200(100~136kg)	器差 (1台)
A10	スマート体組成計/301SI	136	100(0~100 kg) 200(100~136 kg)	器差 (1台)
A16	スポンジ・ボブ体重計/ SB-428	150	100	器差 (1台) 表示 (1台) 非法定計量単位表示 (1台)
A17	ちいさな体重計/DCT-01~06	150	100(3~150 kg)	器差 (2台)
A18	サンハーブ 体組成計/ GP601-BL	130	100(5~130 kg)	器差 (3台) 表示
A19	体重計/EB9325	150	100	器差 (1台) 表示
A20	コンパクト体重計/AY-1039	150	100(2.1~150 kg)	表示
A21	魔女の体重計/ BH-2403,BH-2404	150	100(3~150 kg)	器差 (2台)
A22	体重体組成計/NB-613	150	100	器差 (1台)
A23	コンパクト体重体組成計/ BF161	150	100(3~150 kg)	器差 (2台) 表示
A24	デジタルヘルスマーター/SL-1	136	100(2.5~99.9 kg) 200(100~136 kg)	器差 (2台)
A25	クリアートン体重計	150	100(6~150 kg)	器差 (2台) 表示 非法定計量単位表示
A26	一目瞭然!大きな液晶表示の 体組成計ヘルスマーター/ BF709	150	200	表示
A27	DIGITAL BATH SCALE "GLASS TOP"/S95138	150	100	器差 (2台) 表示 非法定計量単位表示
A28	デジタル ガラス ヘルスマーター/ ZA1131A	150	100	器差 (3台) 表示 丸正マーク非表示 非法定計量単位表示
A29	Personal Body Fat Scale	180	100	表示 丸正マーク非表示 非法定計量単位表示
A30	スケルトンヘルスマーター/HM001	150	100(3~150 kg)	器差 (2台) 表示 非法定計量単位表示

注) 不適合の疑いのある項目の欄で表示及び非法定計量単位に台数の記載がないものは、3台とも不適合の疑いのある型式である。

表 1 0 調理用はかり不適合の疑いのある型式一覧

No	商品名／型式	ひょう量 (kg)	目量(g)	不適合の疑いのある項目
B01	ホームスケール／UH-3202	3	1(0～3000g) 微量モード 0.1(0～100g)	器差 (1台)
B06	デジタルスケール「マヤ」／TKS714	3	1(3～3000g)	器差 (1台) 表示
B08	タイマー機能付きデジタルキッチンスケール ／SKS-1136	3	1(2～3000g)	表示
B09	デジタルキッチンスケール／MKS-802	2	1(2～2000g)微量 モード 0.1(0.2～199.9g) 0.5(0.5～999.5g)	表示 (2台)
B10	デジタルキッチンスケール／SKS-1139	3	1(2～3000g)	表示
B11	デジタルキッチンスケール／EK9350H	2	1	器差 (3台) 表示
B12	デジタルキッチンスケール／DKS-23	3	1(2～3000g)	器差 (1台) 表示
B15	クッキングスケール／ COK-S301W	3	1	器差 (1台) 表示
B18	スライドキッチンスケール／DKSS-13	2	1(20～2000g)	器差 (2台)
B20	デジタルはかり／DSE-9602	2	1	表示
B22	デジタル計量カップ COOKING CUPSCALE	3	1	器差 (1台)
B23	タイマー付きデジタルスケール EggCurate	2	1	器差 (2台) 表示
B25	デジタルキッチンスケール／ HUS-100K	1	1	器差 (1台)
B26	デジタルクッキングスケール／ HEM-KDS301P-W	3	0.1	器差 (3台) 表示 丸正マーク非表示
B27	エレクトロニックキッチンスケール／ Model No. E-15	2	1	器差 (1台) 表示
B28	デジタルクッキングスケール／i2000	3	0.1	器差 (3台) 表示 丸正マーク非表示
B29	precキッチンスケール／MKS-801	2	1(2～2000g) 微量モード 0.1(0.2～199.9g) 0.5(0.5～999.5g)	表示
B30	デジタルキッチンスケール秤便利な精密 デジタルはかりホワイト／WH-B07	2	0.1	器差 (3台) 表示 丸正マーク非表示

注) 不適合の疑いのある項目の欄で表示に台数の記載がないものは3台とも不適合の疑いのある型式である。

【別添資料】不適合の疑いが確認された型式の詳細

不適合の疑いが確認された内容については、この委託事業において調査時に購入した製品について確認した結果であり、1型式につき3台を無作為に購入した結果である（サンプル調査）。

なお、体重計は1台しか購入できなかったものが1型式ある。また、一部の調理用はかりは調査結果に基づく事業者へのヒアリングの結果、同一型式であっても異なる輸入事業者であることが判明した型式があるため、一事業社当たり2台以下となっている。

1. 血圧計

No.C 0 4

- (1)商品名及び型式：デジタル血圧計 UA-78
- (2)計量範囲：0～280 mmHg
- (3)目量：1 mmHg
- (4)製造事業者名：愛安德電子（深圳）有限公司
- (5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台）

3台中1台において次のとおり、検定公差に不適合であった。なお、使用中公差には全て適合している。

試験圧力 (mmHg)	器差 (mmHg) C04-3						検定公差 (mmHg)	使用公差 (mmHg)
	50	100	150	200	250	280		
加圧	適合	適合	適合	適合	-4.0	-4.0	±3	±6
減圧	適合	適合	適合	適合	-4.0			

(参考) 製品の外観



2. 体重計

No.A06

- (1)商品名及び型式：パーソナル体重計 UC-330A
- (2)ひょう量：150 kg
- (3)目量：100 g (2 kg～150 kg)
- (4)測定範囲の下限値：2 kg
- (5)輸入事業者名：(株)エー・アンド・デイ
- (6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台、表示不適合）

①3台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)	許容差 (kg)
	A06-1	
40	+0.30	±0.2
75	+0.60	±0.2
115	+0.82	±0.3
150	+0.78	±0.3

②取扱説明書に次の項目の表記が無かった。

- ・修理などに関する事項

(参考) 製品の外観



No.A 0 8

(1)商品名及び型式：体重体組成計 IMA-001

(2)ひょう量：136 kg

(3)目量：100 g (3 kg～100 kg迄)
200 g (100 kg～136 kg迄)

(4)測定範囲の下限値：3 kg

(5)輸入事業者名：(株)丸隆

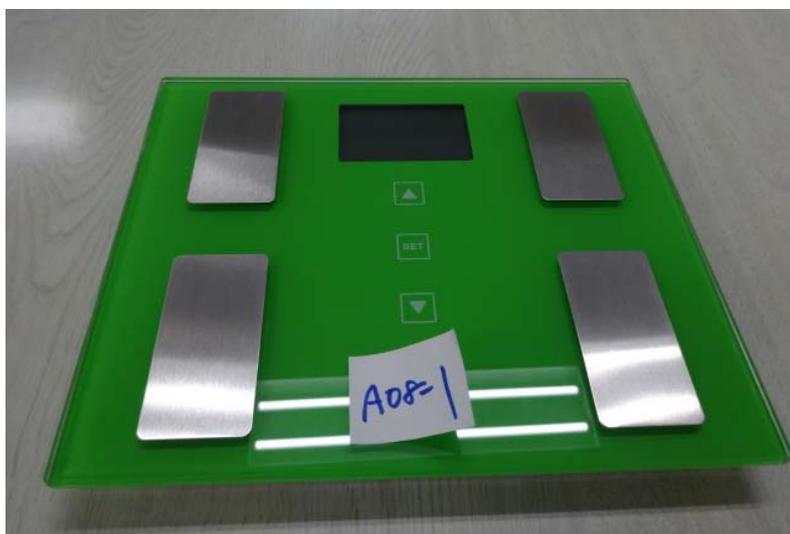
(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台）

3 台中 1 台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)	許容差 (kg)
	A08-1	
35	適合	±0.2
65	+0.30	±0.2
105	適合	±0.6
136	適合	±0.6

(参考) 製品の外観



No.A 1 0

- (1)商品名及び型式：スマート体組成計 301SI
- (2)ひょう量：136 kg
- (3)目量：100 g (100 kgまで)
200 g (100 kg～136 kg)
- (4) 輸入事業者名：セイコーインスツル(株)
- (5) 生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台）

3台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)	許容差 (kg)
	A10-1	
35	適合	±0.2
65	+0.30	±0.2
105	適合	±0.6
136	適合	±0.6

なお、現在の輸入事業者名はセイコーソリューションズ(株)である。

(参考) 製品の外観



No.A 1 6

- (1)商品名及び型式：スポンジ・ボブ体重計 SB-428
- (2)ひょう量：150 kg
- (3)目量：100 g
- (4) 輸入事業者名：SIS(株)
- (5) 生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台、表示不適合、非法定計量単位表示）

① 1台中1台において次のとおり、器差が不適合であった

試験箇所 (kg)	器差 (kg)	許容差 (kg)
	A16-2	
40	適合	±0.2
75	適合	±0.2
115	適合	±0.3
150	+0.40	±0.3

②製品に次の項目の表示が無かった。

- ・製品の名称及び形式
- ・製造番号（器物番号を含む）
- ・電池の種類及び個数

③個装箱に次の項目の表示が無かった。

- ・ひょう量及び目量

④製品に非法定計量単位であるポンド (lb)、ストーン (st) の表示があった。

(参考) 製品の外観



No. A 1 7

- (1)商品名及び型式：ちいさな体重計 DCT-01～06
- (2)ひょう量：150 kg
- (3)目量：100 g
- (4)測定範囲の下限値：3kg
- (5)輸入事業者名：(株)ハシモト
- (6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合2台）

3台中2台において次のとおり、器差が不適合であった

試験箇所 (kg)	器差 (kg)		許容差 (kg)
	A17-2	A17-3	
40	+0.22	適合	±0.2
75	+0.44	+0.30	±0.2
115	+0.50	+0.38	±0.3
150	+0.44	+0.44	±0.3

(参考) 製品の外観



No.A 1 8

- (1)商品名及び型式：サンハーブ体組成計 GP601-BL
- (2)ひょう量：130 kg
- (3)目量：100 g
- (4)測定の下限值：5 kg
- (5)輸入事業者名：(株)グローバルプロダクトプランニング
- (6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合3台、表示不適合）

① 3台中3台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)			許容差 (kg)
	A18-1	A18-2	A18-3	
35	適合	+0.30	適合	±0.2
65	適合	+0.32	適合	±0.2
100	適合	適合	適合	±0.3
130	+0.42	適合	+0.32	±0.3

②製品の表示、個装箱の表示及び取扱説明書の表示では100 kgを超える範囲の目量は200 gとあったが実際の目量は100 gであった。

(参考) 製品の外観



No.A 1 9

(1)商品名及び型式：体重計 EB9325

(2)ひょう量：150 kg

(3)目量：100 g

(4)輸入事業者名：(株)ニトリ

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台、表示不適合）

① 3台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)	許容差 (kg)
	A19-2	
40	適合	±0.2
75	適合	±0.2
115	適合	±0.3
150	+0.46	±0.3

②個装箱に次の項目の表示が無かった。

- ・目量

(参考) 製品の外観



No. A 2 0

- (1)商品名及び型式：コンパクト体重計 AY-1039
- (2)ひょう量：150 kg
- (3)目量：100 g
- (4)測定の下限值：2.1 kg
- (5)輸入事業者名：(株)アサヒ
- (6)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

- ①製品に次の項目の表示が無かった。
 - ・輸入事業者名又はその略号

- ②個装箱に次の項目の表示が無かった。
 - ・ひょう量及び目量

- ③取扱説明書に次の項目の表示が無かった。
 - ・主要部の名称及び機能

(参考) 製品の外観



No. A 2 1

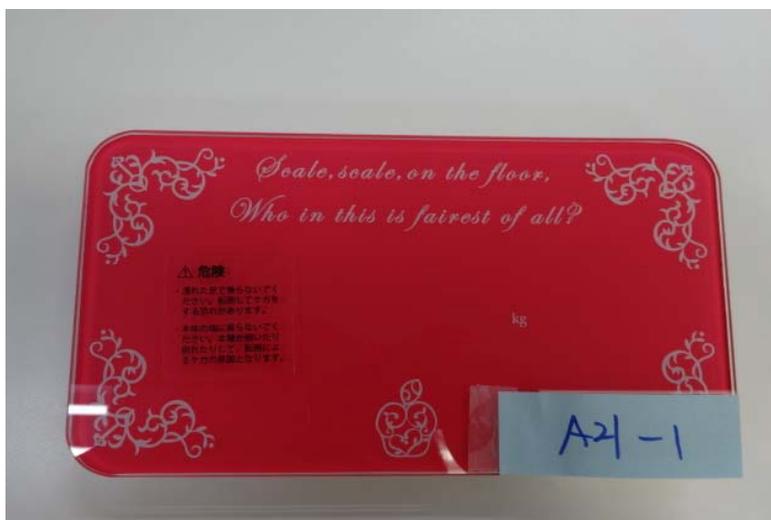
- (1)商品名及び型式： 魔女の体重計 BH-2403 ,BH-2404
- (2)ひょう量：150 kg
- (3)目量：100 g
- (4)測定範囲の下限值：3 kg
- (5)輸入事業者名：(株)ハシモト
- (6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合2台）

3台中2台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)		許容差 (kg)
	A21-2	A21-3	
40	適合	+0.64	±0.2
75	+0.34	+0.98	±0.2
115	+0.48	+1.18	±0.3
150	+0.40	Err	±0.3

(参考) 製品の外観



No.A 2 2

- (1)商品名及び型式：体重体組成計 NB-613
- (2)ひょう量：150 kg
- (3)目量：100 g
- (4) 輸入事業者名：(株)WEWELL
- (5) 生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台）

3台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)	許容差 (kg)
	A22-2	
40	適合	±0.2
75	+0.50	±0.2
115	+0.84	±0.3
150	+1.12	±0.3

(参考) 製品の外観



No.A 2 3

- (1)商品名及び型式：コンパクト体重体組成計 BF161
- (2)ひょう量：150 kg
- (3)目量：100 g
- (4)測定範囲の下限値：3 kg
- (5)輸入事業者名：(株) 武田コーポレーション
- (6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合2台、表示不適合）

① 3台中2台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)		許容差 (kg)
	A23-1	A23-3	
40	適合	適合	±0.2
75	適合	+0.30	±0.2
115	+0.40	+0.34	±0.3
150	+0.40	適合	±0.3

②製品に次の項目の表示が無かった。

- ・ 輸入事業者名又はその略号
- ・ 測定範囲の下限値

(参考) 製品の外観



No.A 2 4

- (1)商品名及び型式：デジタルヘルスマーター SL-1
- (2)ひょう量：136 kg
- (3)目量：100 g (2.5 kg～99.9 kg)
200 g (100 kg～136 kg)
- (4)測定の下限值：2.5 kg
- (5)輸入事業者名：(株)高敏
- (6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合2台）

3台中2台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)		許容差 (kg)
	A24-2	A24-3	
35	適合	適合	±0.2
65	-0.34	-0.26	±0.2
105	適合	適合	±0.6
136	適合	適合	±0.6

(参考) 製品の外観



No.A 2 5

- (1)商品名及び型式：クリアートーン体重計
- (2)ひょう量：150 kg
- (3)目量：100 g
- (4)測定範囲の下限値：6 kg
- (5)輸入事業者名：(株)カクセイ
- (6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合2台、表示不適合、非法定計量単位表示）

① 3台中2台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)		許容差 (kg)
	A25-1	A25-3	
40	適合	+0.30	±0.2
75	+0.50	+0.40	±0.2
115	+0.70	+0.50	±0.3
150	+0.80	+0.78	±0.3

②製品に次の項目の表示が無かった。

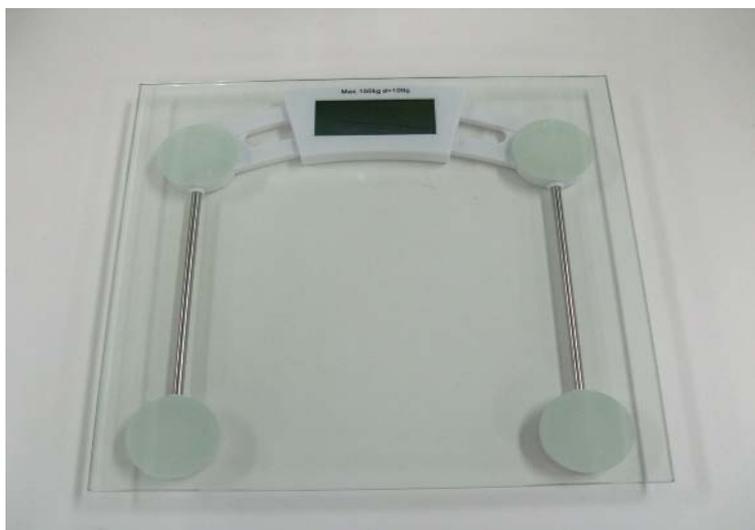
- ・製造番号（器物番号を含む）

③個装箱に次の項目の表示が無かった。

- ・主要部の名称及び機能
- ・修理などに関する事項

④製品に非法定計量単位であるポンド (lb)、ストーン (st) の表示があった。

(参考) 製品の外観



No.A 2 6

(1)商品名及び型式：一目瞭然！大きな液晶表示の体組成計ヘルスマーター BF709

(2)ひょう量：150 kg

(3)目量：200 g

(4)輸入事業者名：(株)ミムゴ

(5)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

製品に次の項目の表示が無かった。

- ・ 輸入事業者名又はその略号

(参考) 製品の外観



No.A 2 7

(1)商品名及び型式：DIGITAL BATH SCALE”GLASS TOP” S95138

(2)ひょう量：150 kg

(3)目量：100 g

(4) 輸入事業者名：(株)ダルトン

(5) 生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合2台、表示不適合、非法定計量単位表示）

① 3台中2台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)		許容差 (kg)
	A27-1	A27-3	
40	適合	+0.30	±0.2
75	適合	適合	±0.2
115	-0.40	-0.40	±0.3
150	-0.42	-0.42	±0.3

②取扱説明書に次の事項の表示が無かった。

・消費者相談窓口に関する事項

③製品に非法定計量単位であるポンド (1b) の表示があった。

(参考) 製品の外観



No.A 2 8

(1)商品名及び型式：デジタルガラスヘルスマーター ZA1131A

(2)ひょう量：150 kg

(3)目量：100 g

(4)輸入事業者名：KING&QUEEN CO.,LTD

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合3台、表示不適合、丸正マーク非表示、非法定計量単位表示）

① 3台中3台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)			許容差 (kg)
	A28-1	A28-2	A28-3	
40	適合	-0.34	適合	±0.2
90	適合	-0.54	-0.30	±0.2
135	-0.40	-1.12	-0.60	±0.3
180	-0.40	-1.42	-0.78	±0.3

②製品に次の項目の表示が無かった。

- ・輸入事業者名又はその略号

③取扱説明書に次の事項の表示が無かった。

- ・修理などに関する事項
- ・消費者相談窓口に関する事項

④丸正マークの表示が無かった。

⑤製品に非法定計量単位であるポンド (lb) 、ストーン (st) の表示があった。

⑥KING&QUEEN CO.,LTDは倒産しており、差し押さえ資産として販売された商品である。

(参考) 製品の外観



No.A 2 9

(1)商品名及び型式：Personal Body Fat Scale

(2)ひょう量：180 kg

(3)目量：100 g

(4)輸入事業者名：東昇貿易(株)

(5)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合、丸正マーク非表示、非法定計量単位表示）

①製品に次の項目の表示が無かった。

- ・輸入事業者名又はその略号
- ・製品の名称及び形式

②個装箱に次の項目の表示が無かった。

- ・輸入事業者名又はその略号

③取扱説明書に次の項目の表示が無かった。

- ・製造事業者名、輸入事業者名又は販売事業者名及び住所
- ・修理などに関する事項
- ・消費者相談窓口に関する事項

④丸正マークの表示が無かった。

⑤製品に非法定計量単位であるポンド（lb）、ストーン（st）の表示があった。

（参考）製品の外観



No.A 3 0

- (1)商品名及び型式：スケルトンヘルスマーター HM001
- (2)ひょう量：150 kg
- (3)目量：100g
- (4)測定範囲の下限値：3 kg
- (5)輸入事業者名：(株)プラタ
- (6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合2台、表示不適合）

① 3台中2台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)		許容差 (kg)
	A30-1	A30-3	
40	+5.60	適合	±0.2
75	+10.80	-0.32	±0.2
115	+16.80	+0.50	±0.3
150	Err	+0.50	±0.3

②個装箱に次の項目の表示が無かった。

- ・測定範囲の下限値

③取扱説明書に次の項目の表示が無かった。

- ・製造事業者名、輸入事業者名又は販売事業者名及び住所
- ・消費者相談窓口に関する事項

(参考) 製品の外観



3. 調理用はかり

No. B 0 1

(1)商品名及び型式：ホームスケール UH-3202

(2)ひょう量：3 kg

(3)目量：1 g(0～3 kg)

微量モード0.1 g(0～100 g)

(4)輸入事業者名：(株)エー・アンド・デイ

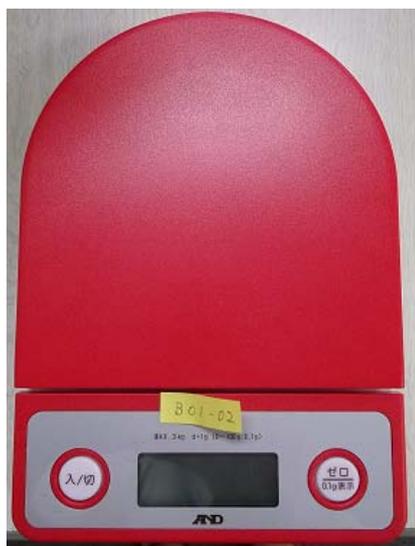
(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台）

3台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)		許容差 (g)
	B01-1		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
750	適合	適合	±2
1500	適合	適合	±3
2250	-4.0	-3.8	±3
3000	-5.0		±3

(参考)製品の外観



No.B 0 6

(1)商品名及び型式：デジタルスケール「マヤ」 TKS714

(2)ひょう量：3 kg

(3)目量：1 g

(4)測定範囲の下限値：3 g

(5)輸入事業者名：(株)ドリテック

(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台、表示不適合）

① 3台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)		許容差 (g)
	B06-1		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
750	適合	適合	±2
1500	適合	適合	±3
2250	適合	適合	±3
3000	+56.6		±3

②製品に次の項目の表示が無かった。

- ・ひょう量及び目量
- ・測定範囲の下限値

(参考)製品の外観



No.B08

- (1)商品名及び型式：タイマー機能付きデジタルキッチンスケール SKS-1136
- (2)ひょう量：3 kg
- (3)目量：1 g
- (4)測定範囲の下限値：2 g
- (5)輸入事業者名：(株)マキノトレーディング
- (6)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

製品に次の事項の表示が無かった。

- ・測定範囲の下限値

(参考) 製品の外観



No.B 0 9

- (1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケール MKS-802
- (2)ひょう量：2 kg
- (3)目量：1 g(2 g～2000 g)
 - 目盛り切替えモード
 - 0.1 g(0.2 g～199.9 g)
 - 0.5 g(0.5 g～999.5 g)
- (4)測定範囲の下限値：0.2 g
- (5)輸入事業者名：(株)マキノトレーディング
- (6)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

製品(B09-1, B09-2)に次の事項の表示が無かった。

- ・測定範囲の下限値

(参考) 製品の外観



No.B 1 0

- (1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケール SKS-1139
- (2)ひょう量：3 kg
- (3)目量：1 g
- (4)測定範囲の下限值：2 g
- (5)輸入事業者名：(株)マキノトレーディング
- (6)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

製品に次の事項の表示が無かった。

- ・測定範囲の下限值

(参考) 製品の外観



No.B 1 1

(1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケール EK9350H

(2)ひょう量：2 kg

(3)目量：1 g

(4)輸入事業者名：(株)ニトリ

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合3台、表示不適合）

①3台中3台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)						許容差 (g)
	B11-1		B11-2		B11-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	適合	適合	適合	適合	適合	適合	±2
500	適合	+2.6	適合	適合	適合	適合	±2
1000	+3.8	+4.2	適合	適合	適合	適合	±3
1500	+3.8	+4.6	+4.8	+5.4	+3.8	+4.2	±3
2000	+5.0		+6.8		+5.0		±3

②製品に次の事項の表示が無かった。

- ・電池の種類及び個数

(参考)製品の外観



No.B 1 2

- (1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケール DKS-23
- (2)ひょう量：3 kg
- (3)目量：1 g
- (4)測定範囲の下限値：2g
- (5)輸入事業者名：協和工業(株)
- (6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台、表示不適合）

① 3台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)		許容差 (g)
	B12-3		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
750	適合	適合	±2
1500	適合	適合	±3
2250	適合	適合	±3
3000	+3.4		±3

②製品に次の事項の表示が無かった。

- ・電池の種類及び個数

③取扱説明書に次の項目の表示が無かった。

- ・消費者相談窓口に関する事項

(参考)製品の外観



No.B 1 5

(1)商品名及び型式：クッキングスケール COK-S301W

(2)ひょう量：3 kg

(3)目量：1 g

(4) 輸入事業者名：(株)オーム電機

(5) 生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台、表示不適合）

① 3台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)		許容差 (g)
	B15-2		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
750	適合	適合	±2
1500	適合	適合	±3
2250	-3.4	適合	±3
3000	-5.0		±3

②設定されていない測定範囲の下限値が、個装箱及び取扱説明書に仕様として記載があった。

③取扱説明書に次の事項の表示が無かった。

- ・製造事業者名、輸入事業者名又は販売事業者名及び住所
- ・修理などに関する事項
- ・消費者相談窓口に関する事項

(参考) 製品の外観



No.B 1 8

(1)商品名及び型式：スライドキッチンスケール DKSS-13

(2)ひょう量：2 kg

(3)目量：1 g

(4)測定範囲の下限値：20 g

(5)輸入事業者名：(株)ドウシシャ

(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合2台）

3台中2台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)				許容差 (g)
	B18-1		B18-3		
	行き	帰り	行き	帰り	
0	適合	適合	適合	適合	±2
500	適合	適合	適合	適合	±2
1000	適合	適合	適合	適合	±3
1500	-3.2	適合	適合	適合	±3
2000	-4.0		-3.2		±3

(参考) 製品の外観



No.B 2 0

- (1)商品名及び型式：デジタルはかり DSE-9602
- (2)ひょう量：2 kg
- (3)目量：1g
- (4)輸入事業者名：(株)ミスターマックス
- (5)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

取扱説明書に次の事項の表示が無かった。

- ・仕様
- ・消費者相談窓口に関する事項

(参考) 製品の外観



No.B 2 2

- (1)商品名及び型式：デジタル計量カップCOOKING CUPSCALE
- (2)ひょう量：3 kg
- (3)目量：1 g
- (4)輸入事業者名：(株)ハック
- (5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台）

3台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)		許容差 (g)
	B22-2		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
750	適合	適合	±2
1500	適合	適合	±3
2250	+4.4	+4.4	±3
3000	+6.0		±3

(参考) 製品の外観



No.B 2 3

(1)商品名及び型式：タイマー付きデジタルスケール EggCurate

(2)ひょう量：2 kg

(3)目量：1 g

(4)輸入事業者名：(株)ダーハム

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合2台、表示不適合）

① 3台中2台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)				許容差 (g)
	B23-1		B23-2		
	行き	帰り	行き	帰り	
0	適合	適合	適合	適合	±2
500	適合	適合	適合	適合	±2
1000	適合	適合	適合	適合	±3
1500	+4.2	+4.2	+3.6	+3.6	±3
2000	-20.2		+4.6		±3

②製品に次の事項の表示が無かった。

- ・製造番号（器物番号を含む）
- ・電池の種類及び個数

③取扱説明書に次の事項の表示が無かった。

- ・修理などに関する事項

(参考) 製品の外観



No.B 2 5

(1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケール HUS-100K

(2)ひょう量：1 kg

(3)目量：1 g

(4)輸入事業者名：(株)WEWELL

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台）

3台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)		許容差 (g)
	B25-1		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
250	適合	適合	±2
500	適合	適合	±3
750	適合	適合	±3
1000	+4.0		±3

(参考) 製品の外観



No.B 2 6 - 1

- (1)商品名及び型式：デジタルクッキングスケール HEM-KDS301P-W
(2)ひょう量：3 kg
(3)目量：0.1 g
(4)輸入事業者名：天一国物販
(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合2台、表示不適合、丸正マーク非表示）

①2台中2台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)				許容差 (g)
	B26-1		B26-3		
	行き	帰り	行き	帰り	
0	適合	適合	適合	適合	±0.2
750	+0.82	+0.80	+0.84	+0.88	±0.2
1500	+1.80	+1.78	+1.78	+1.78	±0.3
2250	+2.80	+2.64	+2.70	+2.74	±0.3
3000	+3.46		+3.78		±0.3

②製品に次の事項の表示が無かった。

- ・輸入事業者名又はその略号
- ・製品の名称及び形式
- ・製造番号（器物番号を含む）
- ・電池の種類及び個数

③個装箱に次の事項の表示が無かった。

- ・輸入事業者名若しくはその略号

④取扱説明書に次の事項の表示が無かった。

- ・製造事業者名、輸入事業者名及び住所
- ・主要部の名称及び機能
- ・修理などに関する事項
- ・消費者相談窓口に関する事項

⑤丸正マークの表示が無かった。

(参考) 製品の外観



No.B 2 6 - 2

(1)商品名及び型式：デジタルクッキングスケール HEM-KDS301P-W

(2)ひょう量：3 kg

(3)目量：0.1 g

(4)輸入事業者名：個人事業者

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台、表示不適合、丸正マーク非表示）

①1台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)		許容差 (g)
	B26-2		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±0.2
750	+0.72	+0.76	±0.2
1500	1.82	+1.80	±0.3
2250	+2.74	+2.70	±0.3
3000	+3.54		±0.3

②製品に次の事項の表示が無かった。

- ・ 輸入事業者名又はその略号
- ・ 製品の名称及び形式
- ・ 製造番号（器物番号を含む）
- ・ 電池の種類及び個数

③個装箱に次の事項の表示が無かった。

- ・ 輸入事業者名若しくはその略号

④取扱説明書に次の事項の表示が無かった。

- ・ 製造事業者名、輸入事業者名及び住所
- ・ 主要部の名称及び機能
- ・ 修理などに関する事項
- ・ 消費者相談窓口に関する事項

⑤丸正マークの表示が無かった。

(参考) 製品の外観



No.B 2 7

(1)商品名及び型式：エレクトロニックキッチンスケール Model No.E-15

(2)ひょう量：2 kg

(3)目量：1 g

(4)輸入事業者名：(株)ブランシェ・アソシエ

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台、表示不適合）

① 3台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)		許容差 (g)
	B27-1		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
500	適合	適合	±2
1000	適合	適合	±3
1500	-4.8	-4.4	±3
2000	-6.8		±3

②個装箱に次の事項の表示が無かった。

- ・輸入事業者名若しくはその略号

③取扱説明書に次の事項の表示が無かった。

- ・輸入事業者名の住所
- ・仕様
- ・修理などに関する事項

(参考) 製品の外観



No.B 2 8 - 1

- (1)商品名及び型式：デジタルクッキングスケール i2000
- (2)ひょう量：3 kg
- (3)目量：0.1 g
- (4)輸入事業者 名：個人事業者
- (5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台、表示不適合、丸正マーク非表示）

①1台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)		許容差 (g)
	B28-1		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±0.2
750	+1.06	+1.02	±0.2
1500	+2.00	+1.98	±0.3
2250	+2.92	+2.84	±0.3
3000	+3.60		±0.3

②製品に次の事項の表示が無かった。

- ・輸入事業者名又はその略号
- ・製造番号（器物番号を含む）

③取扱説明書に次の事項の表示が無かった。

- ・輸入事業者名及び住所
- ・修理などに関する事項
- ・消費者相談窓口に関する事項

④丸正マークの表示が無かった。

(参考) 製品の外観



No.B 2 8 - 2

(1)商品名及び型式：デジタルクッキングスケール i2000

(2)ひょう量：3 kg

(3)目量：0.1 g

(4)輸入事業者名：eshop Nippon

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台、表示不適合、丸正マーク非表示）

①1台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)		許容差 (g)
	B28-2		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±0.2
750	+0.82	+0.84	±0.2
1500	+1.66	+1.71	±0.3
2250	+2.54	+2.52	±0.3
3000	+3.36		±0.3

②製品に次の事項の表示が無かった。

- ・ 輸入事業者名又はその略号
- ・ 製造番号（器物番号を含む）

③取扱説明書に次の事項の表示が無かった。

- ・ 輸入事業者名及び住所
- ・ 修理などに関する事項
- ・ 消費者相談窓口に関する事項

④丸正マークの表示が無かった。

(参考) 製品の外観



No.B 2 8 - 3

(1)商品名及び型式：デジタルクッキングスケール i2000

(2)ひょう量：3 kg

(3)目量：0.1 g

(4)輸入事業者名：不明

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合1台、表示不適合、丸正マーク非表示）

①1台中1台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)		許容差 (g)
	B28-3		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±0.2
750	+1.24	+1.22	±0.2
1500	+2.40	+2.40	±0.3
2250	+3.56	+3.54	±0.3
3000	+4.54		±0.3

②製品に次の事項の表示が無かった。

- ・輸入事業者名又はその略号
- ・製造番号（器物番号を含む）

③取扱説明書に次の事項の表示が無かった。

- ・輸入事業者名及び住所
- ・修理などに関する事項
- ・消費者相談窓口に関する事項

④丸正マークの表示が無かった。

(参考) 製品の外観



No.B 2 9

(1)商品名及び型式：prec キッチンスケール MKS-801

(2)ひょう量：2 kg

(3)目量：1 g(2 g～2000 g)

目盛り切替えモード

0.1 g(0.2 g～199.9 g)

0.5 g(0.5 g～999.5 g)

(4)測定範囲の下限値：0.2 g

(5)輸入事業者名：(株)マキノトレーディング

(6)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

①製品に次の事項の表示が無かった。

・測定範囲の下限値

②取扱説明書に次の事項の表示が無かった。

・消費者相談窓口に関する事項

(参考) 製品の外観



No.B30

(1)商品名及び型式:デジタルキッチンスケール秤 便利な精密デジタルはかりホワイト WH-B07

(2)ひょう量:2kg

(3)目量:0.1g

(4)輸入事業者名:東昇貿易(株)

(5)生産国:中国

○不適合の概要(器差不適合3台、表示不適合、丸正マーク非表示)

①3台中3台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差 (g)						許容差 (g)
	B30-1		B30-2		B30-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	適合	適合	適合	適合	適合	適合	±0.2
500	+0.46	+0.54	+0.42	+0.50	+0.26	+0.44	±0.2
1000	+0.96	+1.04	+0.86	+0.92	+0.90	+1.14	±0.3
1500	+1.38	+1.42	+1.24	+1.28	+1.42	+1.54	±0.3
2000	+1.82		+1.58		+1.84		±0.3

②製品に次の事項の表示が無かった。

- ・輸入事業者名又はその略号
- ・電池のの種類及び個数

③個装箱に次の事項の表示が無かった。

- ・輸入事業者名若しくはその略号

④取扱説明書に次の事項の表示が無かった。

- ・輸入事業者名及び住所
- ・仕様
- ・主要部の名称及び機能

⑤丸正マークの表示が無かった。

(参考) 製品の外観



【参考1】適用した技術基準及び試験・検査方法

今回の調査に適用した技術基準である関係省令等（省令に引用されている該当 J I S を含む。）は次のとおり。

なお、実際に適用した技術基準及び試験・検査方法であるため、関係省令等の条文又は該当 J I S どりではない部分がある。

1. 血圧計

(1) 性能

①器差

特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号。以下「検則」という。）第 564 条（検定公差）に規定されている **JIS T1115(2005)非観血式電子血圧計 附属書 1（規定）計量法による電気式アネロイド型血圧計**（以下「**JIS T1115 附属書 1**」という。）**5. 検定公差への適合状況を確認した。**なお、試験の結果、検定公差に不適合となった血圧計は、検則第 575 条の使用公差への適合状況を確認した。血圧計の検定公差及び使用公差は、（参考 1－表 1）のとおりである。

（参考 1－表 1）血圧計の検定公差及び使用公差

	検定公差	使用公差
許容差	±3mmHg	±6mmHg

○試験・検査方法

検則第 573 条（**JIS T1115 附属書 1 4.1 カフ内圧力表示の器差の試験方法**）に基づき、実施した。具体的試験方法は次のとおり。なお、使用公差を確認する試験方法は、検則第 577 条に規定されているが、検定公差と同じ試験方法である。

4.1 カフ内圧力表示の器差の試験方法

4.1.1 試験装置

- カフ容量相当の剛性容器
- 圧力基準器
- 圧力発生装置
- T 字継手及びホース

4.1.2 手順

- カフを剛性容器 [4.1.1 a)] に置き換える。圧力基準器 [4.1.1 b)] を T 字継手とホース [4.1.1 d)] を用いて、空気系回路に接続する。必要な場合、電気式アネロイド型血圧計を受検モードにした後、他の T 字継手を用いて圧力発生装置 [4.1.1 c)] を接続する。
- 試験は、計量範囲を 50 mmHg の圧力間隔ごとに加圧・減圧時に行う。
- 試験は 2 回行い、加圧・減圧時各々の器差の 2 回の平均値により判定する。

使用した試験機器

名称	型番	メーカー
圧力標準器 ^注 (圧力基準器)	MT210F	横河電機株式会社
圧力発生装置	MC100	横河電機株式会社
サージタンク (剛性容器)	500 mL	—
	200 mL	—

注) JIS では、圧力基準器となっているが、型式承認試験で使用している圧力標準器を使用。

(2) 表示

①指定省令への適合状況

技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）第8条の基準適合証印等次の技術基準への適合状況を製品の目視によって確認した。

（表示）

第8条 基準適合証印は打ち込み印、押し込み印、すり付印又は焼き印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において基準適合証印には、法第16条第1項第2号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。

一 基準適合証印の形状は次のとおりとする。



二 （略）

2 基準適合証印は、法第76条第1項の承認の際、特定計量器に封印をすべき箇所を国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が示した場合にあっては、当該封印をするための金属片その他の物体に付するものとする。

3 基準適合証印は、前項の箇所に加え特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分に付さなければならない。ただし、前項の箇所が特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分である場合は、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が、適切でないと研究所が認める場合にあっては、研究所が個々に定めることができる。

②検則の特定計量器に係る表示基準への適合状況

検則第7～8条及び第550条（JIS T1115 附属書1 3.1表記）への適合状況について製品の目視によって確認した。

（表記等）

第7条 特定計量器の表記及び目盛標識（以下「表記等」という。）は、容易に消滅するもの、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあるものであってはならない。

2 特定計量器の表記等には、誤記があってはならない。

3 特定計量器には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。

一 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第5項の登録商標をいう。）又は様式第6により経済産業大臣に届け出た記号

二 当該特定計量器の製造年

三 製造番号

4 前項第2号の事項の表記にあっては、型式承認表示を付した年をもってこれに代えることができる。

5 （略）

6 特定計量器の表示機構には、その計量値の計量単位又はその記号が表記されていなければならない。

（計量単位）

第8条 特定計量器には、法定計量単位並びに計量単位規則（平成4年通商産業省令第80号。以下「単位規則」という。）第1条に規定する計量単位（以下「法定計量単位等」という。）以外の計量単位による表記等があってはならない。

2 特定計量器に表記されている法定計量単位等の記号は、単位規則第2条に定めるものを標準とするものでなければならない。

（電気式アネロイド型血圧計の表記）

第550条

JIS T1115 附属書1

3.1 表記 電気式アネロイド型血圧計には見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。

- a) 定格電圧及び電源の種類
- b) 計量範囲及び目量

2. 体温計

(1) 性能

①器差

検則第 255 条（検定公差）に規定されている日本工業規格 **JIS T1140(2014)電子体温計**（以下「**JIS T1140**」という。）の**附属書 JA.3 検定公差**への適合状況を確認した。今回対象となっている体温計の検定公差は（参考 1－表 2）のとおり。

（参考 1－表 2）体温計の検定公差

単位 ℃		
用途	温度範囲	検定公差
一般用	30～43	±0.1
婦人用	30～35 未満	±0.1
	35～38	±0.05
	38 超～43	±0.1

○試験・検査方法

検則第 272 条（**JIS T1140 附属書 JB 器差検定の方法**）に基づき、実施した。具体的試験方法は次のとおり。

JB.3 器差検定

JB.3.1 器差検定の条件

器差検定の条件は、次による。

- a) **検定環境** 室温 18℃～28℃、相対湿度が 30%～70%の範囲で検定を行う。
- b) **一般用及び婦人用の器差検定を行う温度測定点** 一般用及び婦人用の温度測定点は、次による。
 - 1) 測温範囲の最高温度
 - 2) 測温範囲の最低温度
 - 3) 37℃付近又は 1)～2)の温度範囲の任意の一点以上
 なお、1) 及び／又は 2)の温度測定点についての器差検定が困難な場合は、できるだけそれに近い温度測定点について行う。
- c) (略)
- d) **基準器** 計量法第 103 条第 1 項の規定によって基準器検査に合格し、かつ有効期間内にある 0.1℃以下の目量を有する基準ガラス製温度計^{注1)}。
- e) **検査槽** 水温槽を使用するときは、基準ガラス製温度計^{注1)}及び検定を行う体温計の温度を感じる速さに応じて、水温槽の温度が検定に必要な一定の温度に保持できる状態又は極めて緩やかに上昇する状態で、かつ、水温槽内部の温度が常に均一になるように液体をかくはんしながら行う。

注記 水温槽は、JIS B7411-1 の 8.1.2 に規定する±0.02℃以内の温度分布の性能をもつことが望ましい^{注2)}。

JB.3.2 器差検定の方法

器差検定の方法は、次による。

- a) 検定は、体温計と基準ガラス製温度計^{注1)}との示度を比較することによって行い、体温計の示度から基準ガラス製温度計^{注1)}の示度を減じて器差を求める^{注3)}。
- b) 検定は、体温計の測温部を測温部の保護管の外径の 20 倍の長さ又は 5 cm のいずれか短い方の深さまで水温槽に沈めるか、体温計を水温槽に沈め表示が十分に安定した後行う。
- c) 検定で使用する基準ガラス製温度計^{注1)}の目盛線は、目盛面に視線が垂直になる位置に置いて、その正面から示度を視定する。
- d) 検定すべき温度を基準ガラス製温度計^{注1)}の表す目盛線まで同一の温度とした状態で行

う。ただし、水温槽の構造その他のやむを得ない事由があるため、目盛線まで同一の温度とすることができないときは、JB.3.3による補正値を加える。

e) 示度の視定は、体温計を水温槽から取り出した後、速やかに行う。

使用した試験機器		
名称	型番	メーカー
標準温度計 ^{注1)} (基準ガラス製温度計 ^{注1)})	2804A	ヒューレット・パッカード社
水温槽 ^{注2)}	MODEL915	アイソテック社

注1) JISでは、基準ガラス製温度計となっているが、型式承認試験で使用している標準温度計(最小温度表示0.001℃)を使用した。

注2) 水温槽は温度分布±0.01℃の精度である。

注3) 器差検定の方法は、体温計の示度を試験温度の基準とし、標準温度計の示度を減じて器差を求めた。器差は小数点以下2桁まで算出をしている。

なお、通常の検定では基準温度計の示度(例:37.00℃)を基準とし、体温計の示度(例:37.1℃)から器差を算出している(例:37.1℃-37.00℃=+0.1℃)。

これらの方法は、検定よりもより精度の高い検査である。

(2) 表示

① 指定省令への適合状況

(血压計に同じ)

② 検則の特定計量器に係る表示基準への適合状況

検則第7~8条(血压計に同じ)及び第215条(JIS T1140 附属書 JA7.1 体温表示部(本体)の表示)への適合状況について製品の目視によって確認した。

(表記)

検則第215条

JIS T1140 附属書 JA

JA.7.1 体温表示部(本体)の表示

体温表示部は、見やすい箇所に次の表示をしなければならない。

- a) “体温計”とする。
- b) 予測機能付きは、“予測式”とする。
- c) 婦人用は、“婦人用”とする。
- d)、e) (略)
- f) 製造事業者名、製造事業者の登録商標又は経済産業大臣に届け出た記号
- g) 製造番号
- h) 製造年
- i) 温度単位の記号“℃”

2. 家庭用特定計量器

(1) 性能

① 器差

計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。)第20条に規定されている日本工業規格 JIS B7613(2008)家庭用はかり—一般体重計、乳幼児用体重計及び調理用はかり(以下「JIS B7613」という。)の4.2 器差における表1への適合状況を確認した。今回対象となっている計量器の許容差は(参考1—表3)のとおり。

(参考1-表3) 器差に関する許容差

体重計の器差の許容差

計量範囲	ひょう量の 1/2 以下の場合	ひょう量の 1/2 を超える場合
許容差	±2 目量	±3 目量

調理用はかりの器差の許容差

計量範囲	ひょう量の 1/4 以下の場合	ひょう量の 1/4 を超える場合
許容差	±2 目量	±3 目量

②零復帰度

零復帰度を有するはかり（今回の調査では調理用はかり）は、施行規則第 20 条（JIS B7613

4.3 零復帰度）への適合状況を確認した。調理用はかりの基準は次のとおり。

荷重前後の零点の差が±2 目量を超えてはならない。

○試験・検査方法

施行規則第 20 条（JIS B7613 **6.2.1 器差試験**）に基づき（参考1-表3）への適合性を確認した。確認した方法は次のとおり。なお、試験・検査の試験条件は、JIS B7613 の **6.1 試験条件**に従って実施した。

6.1 試験条件

6.1.1 標準状態

試験環境の標準状態は、次による。

a)温度 23±5 °C

b)相対湿度²⁾ (50±20) %

注²⁾ 相対湿度は、作動に電源を必要とする家庭用はかりの試験の場合に限って適用する。

6.1.2 試験器具

器差の測定に用いる器具は、次による。

a)分銅 器差の測定に用いる分銅は、その誤差が表 1 の許容差の 1/3 を超えないものでなければならない。

注記 器差の測定に用いる分銅は、国家標準など SI 単位を実現している標準へのトレーサビリティを補償していることが望ましい。^{注1)}

b)測定台 家庭用はかりを置く測定台は、水平からの傾きが 0.5 度以下の定盤又は堅ろうな台とする。

c)補助板 一般用体重計において荷重を載せ台に正しく負荷するために用いる補助板は、その一般用体重計の形状に合わせた木製などの板とし、分銅を載せたとき載せ台との間にすき間がなく、かつ、上面が測定台と平行になるものとする。

試験に使用した分銅^{注1)}

計量器	質量	材質及び形状	許容誤差
体重計	20 k g	ステンレス製枕型	100 mg
	10 k g	ステンレス製枕型	50 mg
	5 k g	ステンレス製枕型	25 mg
調理用はかり	500 g	ステンレス製円盤型	2.5 mg
	200 g	ステンレス製円盤型	1 mg
	100 g	ステンレス製円盤型	0.5 mg
	50 g	ステンレス製円盤型	0.3 mg
	20 g	ステンレス製円盤型	0.25 mg
	5 g	ステンレス製円筒型	0.15 mg

注 1) 産総研が保管する国家標準にトレーサブルな参照標準分銅によって校正をされた分銅である。

6.1.3 荷重の負荷方法

分銅を用いて荷重を負荷するときは、次による。

- a) 一般用体重計においては、載せ台部の中心に負荷する。ただし、補助板を使用して負荷する場合は、通常の体重測定において荷重が負荷される位置に、補助板を載せ台部の縁、表示装置などに掛からないように置き、その上に均等に負荷する。
- b) 乳幼児用体重計及び調理用はかりにおいては、載せ台部の中心に負荷する。

6.2.1 器差試験

器差試験は、家庭用はかりを標準状態に2時間以上保持した後に、6.1.4によって行う。

6.1.4 器差の測定方法

器差の測定方法は、次による。

- a) 家庭用はかりを測定台に置き、水平を確保する。
- b) ひょう量に相当する荷重を3回繰り返し負荷する。
- c) 載せ台を2~3回軽く押した後、指示を零点に設定する。ただし、零点指示がないものは必要ない。
- d) 体重計においては、ひょう量の約25%、約50%、約75%及びひょう量付近の四つの荷重を、ひょう量付近まで順次負荷し、各荷重において安定した状態で計量値を読み取る。
調理用はかりにおいては、ひょう量の約25%、約50%、約75%及びひょう量付近の四つの荷重を、ひょう量付近まで順次負荷し、その後、順次負荷を減じて、各質量において安定した状態で計量値を読み取る。
ただし、表示固定機能のある家庭用はかりにおいては、ひょう量の約25%、約50%、約75%及びひょう量付近の四つの荷重を、それぞれ負荷し、各荷重において安定した状態で計量値を読み取る。
- e) c)及びd)を5回繰り返し、それぞれの計量値の平均値を計量値とし、器差を求める。器差を求めるときに必要となる真の値は、分銅に表記又は校正証明書に表記される質量とする。

6.2.2 零復帰度試験

零復帰度試験は、載せ台部に荷重を負荷していない状態の計量値と、その後、ひょう量に相当する荷重を負荷し、直ちに載せ台部からすべての荷重を取り除いた状態の計量値との変化を調べる。

ただし、零点を表示しない家庭用はかりにおいては、この試験を省略することができる。

(2) 表示

①丸正マーク等表示の方法の基準への適合状況

施行規則第22条（表示の方法）の丸正マーク等次の技術基準への適合状況を製品の目視によって確認した。

（表示の方法）

第22条 法第54条第1項の表示は、次の各号に定めるところにより、付さなければならない。

- 一 表示の方法は、刻印、印刷又ははり付けによるものとする。
- 二 表示の形状は、次のとおりとする。



- 三 表示の大きさは、直径8ミリメートル以上とする。
- 四 表示を付す家庭用特定計量器の部分は、家庭用特定計量器の見やすい箇所とする。

②施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書の表示基準への適合状況

施行規則第20条（JIS B7613 9. 表示）の全項目の適合状況を製品の目視によって確認した。表示の技術基準は次のとおり。

9 表示

9.1 製品の表示

家庭用はかりには、見やすい箇所に誤字及び脱字がなく、また、容易に消えない方法で、次の事項を表示する。

なお、分離形の場合は載せ台部に表示する。ただし、載せ台部に加えて載せ台部以外の部分

に表示してもよい。

- a)製造事業者名若しくはその略号又は輸入事業者名若しくはその略号
- b)製品の名称及び型式。ただし、製品の形状から家庭用はかりの種類が明らかに分かる場合は、製品の名称の表示を省略することができる。
- c)製造番号（器物番号を含む。）
- d)ひょう量及び目量
- e)測定範囲の下限が零以外の場合は、その値
- g)作動に電源を必要とするものは、定格電圧及び／又は電池の種類及び個数

9.2 個装箱の表示

1台ごとの個装箱には、次の事項を表示する。

- a)製造事業者名若しくはその略号、輸入事業者名若しくはその略号又は販売事業者名若しくはその略号
- b)製品の名称及び型式。ただし、製品の形状から家庭用はかりの種類が明らかに分かる場合は、製品の名称の表示を省略することができる。
- c)ひょう量及び目量
- d)測定範囲の下限が零以外である場合は、その値

9.3 取扱説明書の表示

取扱説明書には、見やすい文字、かつ、分かりやすい表現を使用して、次の事項を表示する。

- a)製造事業者名、輸入事業者名又は販売事業者名及び住所
- b)製品の名称及び型式
- c)仕様
- d)主要部の名称及び機能
- e) 附属品¹⁾がある場合は、その名称及び数量。
注¹⁾分離形の場合は、家庭用はかりとして使用する場合に必要とする附属装置及び／又は家庭用はかりの作動に必要なソフトウェア。
- f)使用方法²⁾、使用上の安全注意事項、保管上の注意事項、性能及び性能維持に関する事項
注²⁾取引又は証明に使用できないことなどの使用上の注意を含む
- g)修理などに関する事項
- h)消費者相談窓口に関する事項

【参考2】市場調査結果

製品を試買するにあたって、平成26年7～9月にこの事業の委託先である東京海上日動リスクコンサルティング(株)において実店舗とネット販売との比較、地域性等の市場調査を行うために、製品の種類、価格等を訪問、電話及びインターネット検索によって実施した。その結果は次のとおり。

1. 調査概要

(1) 実店舗調査

調査対象地域：北海道／東北圏、関東圏、中部圏、近畿圏、九州圏

店舗分類：家電量販店、ホームセンター、百貨店、ドラッグストア、ディスカウントストア、スーパーマーケット

調査方法：電話14店舗、訪問45店舗の合計59店舗を抽出し、訪問又は電話によって調査した。(同一事業者の他店舗の調査は行わない。)

(2) インターネット販売(以下「ネット販売」という。)調査

ネット販売を行っている41店舗(指定製造事業者)及び48店舗(家庭用特定計量器)を抽出し、インターネット検索によって調査した。

2. 指定製造事業者(血圧計、体温計)

(1) 実店舗とネット販売との比較

実店舗とネット販売との比較調査結果を(参考2-表1)に示す。

一店舗当たりの型式数は、いずれもネット販売の方が多かった。これはネット販売の場合、在庫を店舗内に確保することなく、販売情報を掲載することが可能であるため、型式数を増やすことが容易であることが影響していると考えられる。

価格は、実店舗とネット販売とで大きな差異はみられなかった。

なお、ネット販売の場合には、製品本体価格と送料込の価格が混在しているケースや、送料を無料としていたり、購入金額の総額によっては送料が無料になったり、代金の支払い方法によっては別途手数料が発生するケースがあり、これらを反映した調査ではない。

(参考2-表1) 実店舗とネット販売との比較

比較項目	全店舗	実店舗	ネット販売
一店舗当たりの型式数最大値	63 67	58 26	63 67
一店舗当たりの型式数平均値	11.9 8.8	11.3 7.1	12.5 11.7
最高価格(税抜)	38,578円 11,310円	30,651円 11,310円	38,578円 9,297円
最低価格(税抜)	1,230円 333円	1,980円 388円	1,230円 333円
平均価格(税抜)	7,767円 2,256円	7,764円 2,317円	7,771円 2,192円

注) 上段が血圧計、下段が体温計

(2) 地域別の比較

実店舗における地域別の比較調査結果を(参考2-表2)に示す。

血圧計の平均価格では、北海道／東北圏が最も高く、次いで九州圏、それ以外はほぼ同程度であった。北海道／東北圏及び九州圏で高い原因としては、競合店舗数が少ないことから価格が下がりにくいといったことが考えられる。また、最高価格は、北海道／東北圏と首都圏が高く、それ以外が低い傾向となっているが、これは高価格帯の型式が、これら2つの地域のみで確認されたことによる。

体温計は特徴的な地域差はみられなかった。これは、血圧計と比べ高価格帯の型式が少なく、製品単価が全体的に低いことから値引き差がつきにくいことが考えられる。

(参考2-表2) 実店舗地域別の比較

比較項目	北海道／東北	首都圏	中部	近畿	九州
販売が確認できた店舗数	5 6	21 23	8 11	11 11	6 7
一店舗当たりの型式数平均値	11.6 6.5	13.4 7.3	13.3 7.7	8.1 5.5	6.9 7.1
最高価格(税抜)	30,651円 6,151円	27,593円 6,663円	17,905円 8,380円	18,900円 7,143円	20,366円 11,310円
最低価格(税抜)	2,550円 770円	2,106円 494円	1,980円 474円	2,759円 665円	2,028円 388円
平均価格(税抜)	8,862円 2,261円	7,551円 2,259円	7,575円 2,276円	7,749円 2,274円	8,133円 2,364円

注) 上段が血圧計、下段が体温計

(3) 店舗種類別の比較

実店舗における店舗種類別の比較調査結果を(参考2-表3)に示す。

一店舗当たりの型式数の平均値は、血圧計、体温計ともに圧倒的に家電量販店が多く、次いでドラッグストア及びスーパーマーケットが多く、それ以外は大きな有意差はみられなかった。

価格帯は、家電量販店及び百貨店において、最高価格と最低価格の幅が大きく、平均価格及び最低価格からは、百貨店の方がより高価格帯の品揃えを行っている傾向が伺える。また、平均価格からはホームセンターやディスカウントストアで他よりも安い傾向にあることが判明した。

(参考2-表3) 実店舗の店舗種類別の比較

比較項目	家電量販店	ホームセンター	百貨店	ドラッグストア	ディスカウントストア	スーパーマーケット
販売が確認できた店舗数	10 11	13 10	12 9	11 11	8 8	9 9
一店舗当たりの型式数平均値	30.1 12.1	4.2 4.0	4.3 4.4	6.2 8.4	4.8 5.0	6.3 6.2
最高価格(税抜)	30,651円 11,310円	14,700円 4,370円	21,384円 7,143円	17,905円 6,172円	14,810円 3,800円	18,500円 4,990円
最低価格(税抜)	1,980円 494円	2,759円 474円	4,143円 933円	3,791円 648円	2,028円 388円	3,223円 665円
平均価格(税抜)	7,789円 2,554円	6,031円 1,621円	10,303円 2,822円	8,106円 2,204円	6,432円 1,777円	7,434円 2,186円

注) 上段が血圧計、下段が体温計

(4) 性能からみた比較

血圧計の上限圧力と該当型式数及び平均価格の調査結果を(参考2-表4)に示す。

型式数が多いのは280mmHg、299mmHg、300mmHgであり、これらの性能で約8割を占めており、かつ、平均価格も安くなっている。

(参考2-表4) 血圧計の上限からみた型式数と平均価格

上限圧力 (mmHg)	該当型式数	該当型式数の割合 (%)	平均価格(税抜) (円)
280	55	35.7	6,465
295	2	1.3	23,499
299	55	35.7	9,622
300	17	11.0	6,094
320	1	0.7	24,991
330	2	1.3	14,000
不明	22	14.3	7,317
合計	154	100	7,747

体温計の目量と該当型式数及び平均価格の調査結果を(参考2-表5)に示す。
目量0.01℃は、婦人用体温計であり、平均価格としては、一般体温計の2倍程度である。

(参考2-表5) 体温計の目量からみた型式数と平均価格

目量 (℃)	該当型式数	該当型式数の割合 (%)	平均価格(税抜) (円)
0.01	22	22.2	3,332
0.1	65	65.7	1,708
不明	12	12.1	1,594
合計	99	100	2,193

(5) 試買品として購入した製品について

購入にあたって、各型式とも購入する3台は、店舗が重複しないことを原則としており、今回、この原則にしたがって購入することができた。このことから血圧計及び体温計は、特定の店舗だけで流通するのではなく、広範な店舗で流通させる製品であると考えられる。

購入した製品の価格帯は(参考2-表6)のとおりである。

血圧計は、最高価格及び平均価格からは上腕式の方が高かった。体温計の価格は、性能が付加又は精度が要求される順に概ね高くなる傾向にある。すなわち、普通式(実測)、普通式(予測式)、婦人用(実測式)、婦人用(予測式)の順である。

なお、今回不適合の疑いのあった型式は、上腕式の血圧計におけるネット販売の1型式のみだったことから、今回の調査結果から品質と販売形式や性能の関係を評価することは困難である。

(参考2-表6) 試買品として購入した製品の価格帯

	血圧計			体温計				
	手首式	上腕式	全体	普通用 実測式	普通用 予測式	婦人用 実測式	婦人用 予測式	全体
最高価格 (税抜)(円)	8,900	38,578	38,578	1,728	3,780	9,051	11,310	11,310
最低価格 (税抜)(円)	2,930	2,760	2,760	333	1,600	1,100	1,490	333
平均価格 (税抜)(円)	5,489	11,867	9,954	810	2,568	3,480	4,308	2,792

2. 家庭用特定計量器（体重計、調理用はかり）

（1）実店舗とネット販売との比較

実店舗とネット販売との比較調査結果を（参考2－表7）に示す。

一店舗当たりの型式数は、いずれもネット販売の方が多く、価格帯も幅広い結果となった。これはネット販売の場合、在庫を店舗内に確保することなく、販売情報を掲載することが可能であるため、型式数を増やすことが容易であることが影響していると考えられる。

体重計においてネット販売のみ販売されている低価格帯の製品が多数確認されている。

なお、血圧計や体温計同様、ネット販売の場合には、製品本体価格と送料込の価格が混在しているケースや、送料を無料としていたり、購入金額の総額によっては送料が無料になったり、代金の支払い方法によっては別途手数料が発生するケースがあり、これらを反映した調査ではない。

（参考2－表7）実店舗とネット販売との比較

比較項目	全店舗	実店舗	ネット販売
店舗当たりの型式数最大値	105	54	105
	68	41	68
一店舗当たりの型式数平均値	11.0	7.5	16.1
	8.3	5.5	12.1
最高価格（税抜）	28,114円	22,880円	28,114円
	34,948円	15,000円	34,948円
最低価格（税抜）	486円	1,220円	486円
	500円	760円	500円
平均価格（税抜）	5,149円	5,570円	4,868円
	3,180円	2,514円	3,595円

注）上段が体重計、下段が調理用はかり

（2）地域別の比較

実店舗における地域別の比較調査結果を（参考2－表8）に示す。

体重計では、最高価格、平均価格ともに、北海道／東北圏が最も価格が高く、次いで九州圏、それ以外はほぼ程度であった。北海道／東北圏及び九州圏が高い原因としては、競合店舗数が少ないことから価格が下がりにくいといったことが考えられる。

調理用はかりは、首都圏で最高価格が最も高かった。これは、高価格帯の製品（1型式）が首都圏でのみ確認されたことによる。それ以外は、特徴的な地域差はみられなかった。これは、体重計と比べ高価格帯の型式の割合が少なく、それに伴って製品単価が全体的に低いことから値引き差がつきにくいことが考えられる。

（参考2－表8）実店舗地域別の比較

比較項目	北海道／東北	首都圏	中部	近畿	九州
販売が確認できた店舗数	4	24	11	9	5
	7	16	8	8	5
一店舗当たりの型式数平均値	9.3	8.7	6.7	5.3	4.8
	3.1	8.8	4.8	3.0	4.2
最高価格(税抜)	24,480円	20,330円	21,710円	15,000円	22,880円
	4,458円	15,000円	5,000円	5,000円	5,400円
最低価格(税抜)	1,240円	1,220円	1,880円	1,900円	1,617円
	880円	900円	760円	924円	934円
平均価格(税抜)	7,218円	5,404円	5,338円	5,308円	5,751円
	2,688円	2,470円	2,499円	2,790円	2,385円

注）上段が体重計、下段が調理用はかり

(3) 店舗種類別の比較

実店舗における店舗種類別の比較調査結果を（参考2-表9）に示す。

一店舗当たりの型式数の平均値からは、体重計、調理用はかりともに圧倒的に家電量販店が多く、ドラッグストアでは、平均値が2型式以下であり、最も小さかった。それ以外は、3～5型式程度でほぼ同程度であった。

価格帯は、家電量販店及び百貨店において、最高価格と最低価格の幅が大きく、平均価格及び最低価格からは、百貨店の方がより高価格帯の品揃えを行っている傾向が伺える。また、百貨店では、安価な製品を扱っておらず、値引きをせず、定価で販売していることも特徴である。

体重計の販売価格の平均価格からみると、ディスカウントストアが最も低かった。これは値引きも含め低価格帯の商品の取り扱いの割合が高いことによると考えられる。

調理用はかりの販売価格の最高価格及び平均価格からみるとドラッグストアが最も低かった。これは取り扱っている店舗でも低価格の製品しか取り扱っていないことが背景にあると考えられる。

（参考2-表9）実店舗の店舗種類別の比較

比較項目	家電量販店	ホームセンター	百貨店	ドラッグストア	ディスカウントストア	スーパーマーケット
販売が確認できた店舗数	10 9	11 10	9 11	8 2	7 5	8 7
一店舗当たりの型式数平均値	21.9 12.4	4.8 4.2	3.9 3.2	1.8 1.0	4.6 3.8	5.0 5.0
最高価格(税抜)	24,480円 9,920円	9,515円 5,000円	20,000円 15,000円	9,237円 1,317円	10,300円 3,280円	8,480円 4,094円
最低価格(税抜)	1,220円 880円	1,896円 760円	2,484円 2,000円	2,700円 950円	1,240円 900円	1,886円 980円
平均価格(税抜)	5,859円 2,193円	4,562円 2,277円	8,837円 4,431円	4,430円 1,134円	3,551円 1,920円	4,119円 2,339円

注) 上段が体重計、下段が調理用はかり

(4) 性能からみた比較

体重計のひょう量からみた該当型式数及び平均価格の関係を（参考2-表10）に示す。

ひょう量150kgが約6割を占めており最も一般的な仕様となっていると考えられる。また、該当型式数が1～2型式と非常に少ないひょう量160kg及び200kgの平均価格を除くと概ねひょう量が大きい程平均価格も高くなる傾向にある。これは広範囲の測定範囲にわたって一定の計量精度を確保することが技術的に難しくなることを反映していると考えられる。

なお、ひょう量120kg未満は確認できなかった。ひょう量付近又はひょう量の75%付近で不適合の疑いのある型式が多いこと、日本人の平均的体重（男性70.3kg、女性54.6kg いずれも40～49歳）⁵を考えると体重計の仕様として、ひょう量の数値については、一考の余地があるのではないかと考えられる。

⁵ 出典：平成25年国民健康・栄養調査報告（平成26年3月 厚生労働省）

(参考2-表10) 体重計のひょう量からみた型式数と平均価格

ひょう量 (kg)	該当型式数	該当型式数の割合 (%)	平均価格(税抜き) (円)
120	4	1.4	1,941
130	5	1.7	2,701
135	25	8.7	7,867
136	30	10.5	6,044
150	172	59.9	4,347
160	1	0.4	10,264
180	19	6.6	5,833
200	2	0.7	10,867
不明	29	10.1	2,930
合計	287	100	5,154

体重計の目量と該当型式数及び平均価格の調査結果を(参考2-表11)に示す。

目量が小さくなる程平均価格は高くなっており、技術的困難さと比例関係にある。目量100gが7割以上を占めており、この目量が標準的仕様になっていると考えられる。また、目量50gは2割近くになっており、この結果からも目量50gが普及しつつあることが伺える。

(参考2-表11) 体重計の目量からみた型式数と平均価格

目量 (g)	該当型式数	該当型式数の割合 (%)	平均価格(税抜) (円)
50	51	17.8	7,014
100	177	61.7	4,723
200	11	3.8	4,097
1000	3	1.1	3,071
不明	45	15.7	2,816
合計	287	100	5,154

調理用はかりのひょう量と該当型式数及び平均価格の調査結果を(参考2-表12)に示す。ひょう量2kgが5割以上を占めており最も一般的な仕様となっていると考えられる。ひょう量100gと200gが平均価格10,000円を超えているが、これはひょう量以外に小型の製品であることや精密測定ができるなどの特徴を有していることによって価格が高くなっており、この2つの区分を除けば、ひょう量と平均価格との有意な傾向は特に確認できなかった。

なお、調理用はかりの用途として2kgを超える範囲で用いることは少ないと考えられ、性能調査の結果、2kgを超える範囲でのみ不適合の疑いのある結果となっている型式も散見されることから、調理用はかりの仕様として、ひょう量の数値については、一考の余地があるのではないかと考えられる。

(参考2-表12) 調理用はかりひょう量からみた型式数と平均価格

ひょう量	該当型式数	該当型式数の割合 (%)	平均価格(税抜) (円)
100g	2	1.3	17,492
120g	2	1.3	3,015
200g	2	1.3	10,425
300g	3	2.0	2,984
500g	2	1.3	2,216
1.0kg	22	14.6	2,992
2.0kg	77	51.0	2,969
3.0kg	36	23.8	3,642
不明	5	3.4	1,953
合計	151	100	3,180

調理用はかりの目量と該当型式数及び平均価格の調査結果を(参考2-表13)に示す。

目量2gを除けば、目量が小さくなる程平均価格は高くなっており、技術的困難さと比例関係にある。なお、目量1gが6割近くを占めており、この目量が標準的仕様になっていると考えられる。一方で、目量2gよりも高精度である目量0.1gや0.5gがかなりの割合を占めており、パンやクッキーなどの調理用途としての高精度のはかりに一定程度のニーズがあることも伺える。

(参考2-表13) 調理用はかりの目量からみた型式数と平均価格

目量 (g)	該当型式数	該当型式数の割合 (%)	平均価格(税抜) (円)
0.05	1	0.7	15,548
0.1	32	21.2	3,823
0.5	17	11.3	3,548
1	89	58.9	3,109
2	3	1.9	6,641
不明	9	5.9	1,751
合計	151	100	3,180

(5) 試買品として購入した製品について

購入にあたって、各型式とも購入する3台は、店舗が重複しないことを原則としているが、販売店が1店舗しか確認出来なかった型式は、同一店舗から3台購入しており、体重計では3型式、調理用はかりでは5型式が該当する。このことから、体重計及び調理用はかりでは、特定の販売店でのみ流通させている事業者も比較的存在していることが伺える。

なお、購入した製品の価格帯は(参考2-表14)のとおりである。

(参考2-表14) 試買品として購入した製品の価格帯

	体重計	調理用はかり
最高価格(税抜)(円)	21,600	8,500
最低価格(税抜)(円)	486	444
平均価格(税抜)(円)	4,061	2,815

最近、体重計以外の機能を有する製品も増加していることから、付加機能からみた型式数及び平均価格について調査を行った。その結果を(参考2-表15)に示す。

体脂肪率、BMI、内蔵脂肪、筋肉量、基礎代謝等の測定機能(以下「体組成機能」という。)

を有する体重計は5割以上となっており、一般的になりつつあると考えられる。メモリー機能は1/4程度で有しているが、通信機能及び音声機能を有している体重計は僅かである。（ここでメモリー機能とは、体組成で入力が必要となる身長や年齢等の入力情報の保持機能は除外し、過去の測定値の確認が可能な体重計がメモリー機能を有しているとした。）

なお、いずれの機能を付加した体重計もこれらの機能を有していない体重計よりもかなり高額となっており、体組成機能を有する体重計は、2倍以下の価格であるが、通信機能及び音声機能を有する体重計は3～4倍程度であった。また、非該当型式の平均価格に顕著な有意差がみられないことから、これらの付加機能によって価格の差別化を図っていると考えられる。

(参考2-表15) 体重計の付加機能からみた型式数と平均価格

付加機能項目	該当型式数	該当型式数の割合(%)	該当型式の平均価格(税抜)(円)	非該当型式数	非該当型式の平均価格(税抜)(円)
体組成測定機能	16	53.3	4,052	14	2,415
通信機能	2	6.7	11,456	28	3,622
メモリー機能	8	26.7	7,416	22	2,954
音声機能	2	6.7	13,863	28	3,450

調理用はかりの付加機能からみた型式数及び平均価格の結果を(参考2-表16)に示す。

いずれの機能を有する調理用はかりもこれらの機能を有していない調理用はかりよりも高額となったが、体重計ほどは価格差がなく、該当型式数も顕著な傾向にはなかった。この結果からも調理用はかりは、体重計と比べ付加機能での差別化は困難な製品であると考えられる。

(参考2-表16) 調理用はかりの付加機能からみた型式数と平均価格

付加機能項目	該当型式数	該当型式数の割合(%)	該当型式の平均価格(税抜)(円)	非該当型式数	非該当型式の平均価格(税抜)(円)
地域設定機能	7	25.0	3,753	21	2,671
g/mlモード切替機能	8	28.6	3,365	20	2,767
タイマー機能	3	7.9	4,442	25	2,690

(6) 性能の不適合の疑いのある型式と市場調査との関係に関する考察

体重計の性能において不適合の疑いが確認された15型式26台に関する市場調査との関係に関する考察次のとおり。

①目量との関係について

単目量は17型式49台中12型式22台、多目量は13型式39台中3型式4台で不適合の疑いがある結果となった(台数ベースでは、単目量のうち44.9%、多目量のうち10.3%)。また、不適合の疑いのある26台のうち単目量の割合は84.6%を占めている。このことから、目量が増えると計量範囲に応じた品質管理は複雑になるが、技術力や品質管理実態に応じたきめ細かな品質管理を行っている事業者の方が不適合の疑いのある割合が格段に少なくなる結果となった。

②実店舗とネット販売との関係について

実店舗購入(電話、FAX購入を含む。)は28台中不適合の疑いのある体重計が1台(3.6%)であったのに対し、ネット販売は、60台中不適合の疑いのある体重計が25台(41.7%)となり、ネット販売の方が不適合の疑いのある割合が顕著であった。

調理用はかりの性能において不適合の疑いが確認された13型式23台に関する市場調査との関係に関する考察次のとおり。

①目量との関係について

単目量は20型式60台中12型式22台、多目量は8型式24台中1型式1台で不適合の疑いがある結果となった(台数ベースでは、単目量のうち36.7%、多目量のうち4.2%)。

また、不適合の疑いのある23台のうち単目量の割合は95.6%を占めている。このことから、体重計同様、技術力や品質管理実態に応じたきめ細かな品質管理を行っている事業者の方が不適合の疑いのある割合が格段に少なくなる結果となった。

なお、3000目量以上のものが9型式、特定の範囲で細かな目量を表示するモード（微量モードなど）を有する型式が6型式あり、これらの型式は、日本の地域による重力加速度の影響を無視できない型式となるが、比較的安価で販売されていることから考えるとやや過剰な仕様ではないかと考えられる。

②実店舗とネット販売との関係について

実店舗購入（電話、FAX購入を含む。）は24台中不適合の疑いのある調理用はかりが5台（20.8%）であったのに対し、ネット販売は、60台中不適合の疑いのある調理用はかりが18台（30.0%）となり、ネット販売の方が不適合の疑いのある割合が多かった。